

名義貸しの依頼の際の告知が、割賦販売法35条の3の13第1項6号に該当するとされた例

【文献種別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 平成29年2月21日

【事件番号】 平成27年（受）第659号

【事件名】 立替金等請求本訴、不当利得返還請求反訴事件

【裁判結果】 破棄差戻し

【参照法令】 割賦販売法35条の3の13第1項6号・旧割賦販売法30条の4第1項

【掲載誌】 民集71巻2号99頁、裁時1670号1頁、判時2341号97頁、判タ1437号70頁、金判1513号16頁、金法2077号60頁

LEX/DB 文献番号 25448465

事実の概要¹⁾**1 平成20年割賦販売法の改正**

本件では多数の当事者に関する複数の事件が問題となっているところ、一部の事件については平成20年改正後の割賦販売法が適用されるが、改正前の同法が適用されるべきものもある。そこで、まず、平成20年改正について一瞥しておく。

改正前の割賦販売法は割賦購入あっせんにも適用され(2条3項)、販売業者に対する抗弁を信販会社に対しても主張することができる(30条の4)。これに対して、改正後の同法は、包括信用購入あっせん(2条3項)と個別信用購入あっせん(同条4項)とに分け、どちらについても抗弁の接続を認める他(30条の4及び35条の3の19)、さらに、個別信用購入あっせんについては、販売業者が勧誘の際に不実告知をしたときには立替払契約の申込みを取り消すことができることとし(35条の3の13第1項)、このときには信販会社に対して既払金の返還を請求することができる(同条4項)²⁾。これは、従来の抗弁対抗(抗弁の接続)制度では未払金について支払を拒絶することはできるが、既払金の返還を信販会社に求めることはできなかったため、その不合理を解消するための改正であった。そして、不実告知の例として、同条1項6号は「購入者又は役務の提供者を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」を挙げている(同条6号)。これを前提として、以下、本件の事実関係を紹介する。

2 被上告人(X)は、個別信用購入あっせん

を業とする者であり、平成16年4月、呉服や貴金属の卸小売等を業とする本件販売業者(A)との間で、割賦購入あっせん加盟店契約を締結した。

3 Aは平成14年頃から運転資金を得る目的で顧客に対して名義貸しを依頼していたが、上告人(Yら)も、「お年寄りが布団を欲しいのだが、ローンを組めないので名義を貸して欲しい」などと懇請されて名義貸しを承諾した。そして、Aとの間で締結した架空の売買契約の購入代金について、Xとの間で、平成20年11月から平成23年11月にかけて立替払契約を締結し、Xは、Aに対し代金額を支払った。この際、Xの与信担当者はYらに電話を掛け、本人及び契約内容の確認をして、立替払契約の契約締結の意思確認を行っている。

4 本件各立替払契約に基づくYらのXに対する支払は、Yら名義の口座から口座振替により行われていたところ、平成23年10月分までは、Aが支払金相当額を上記口座に振り込んでいた。しかし、Aは平成23年11月28日に営業を停止し、平成24年4月3日、破産手続開始の申立てをして破産手続開始の決定を受けた。そこで、XがYらを相手に、立替払契約に基づいて、未払金及び遅延損害金の支払を求めた(Yらのうち1名からは不当利得返還請求の反訴が提起されている)。

5 (1) Xの請求に対して、平成20年改正割賦販売法の施行日である平成21年12月1日以降に締結された立替払契約に係るYらは、割賦販売法35条の3の13第1項により契約申込みを取り消す旨の意思表示をした。

(2) また、改正前の同法が適用されるべき立替払契約に係るYらは、売買契約は民法93条但書又は94条1項により無効であるとして、旧割賦販売法30条の4第1項により上記無効等の事由をもってXに対抗すると主張した。これに対し、Xは、改正前の契約に係るYらが無効等の事由をもってXに対抗することは、信義則に反し許されないと反論している。

6 一審（旭川地判平26・3・28民集71巻2号124頁）はXの請求を棄却したが、原審（札幌高判平26・12・18民集71巻2号178頁）は、一審判決を取り消してXの請求を認めた。その理由は、(1)改正後の契約に関する取消しの主張については、「Yらが立替払契約を締結した（名義を貸した）主たる動機は、AがYらの立替金支払のための分割金相当額をYら名義の口座に振り込む等の方法により補填すると約束した点にある。そして……Aは……立替払契約時に、分割金を支払う意思が全くないにもかかわらず、同契約の名義人に対して、分割金を補填する約束をしたということではできず、Aが述べた内容に虚偽はなく、不実告知はない」というものであり、また、(2)改正前の契約に関する抗弁接続の主張については、売買契約は93条但書や94条により無効であることは認められたものの、「Yらは、Xからの意思確認の電話に対して、本人であること、契約締結の意思があること、商品を受け取っていることを回答していることが認められ、それによれば、保護に値しない購入者の背信行為により立替金契約が結ばれたといえる。そうすると……抗弁の接続を主張することは、信義則上許されない」とされた。これに対して、Yらが上告受理申立てをしたのが本件である。

判決の要旨

最高裁は、以下のように判断して原審を破棄し、事件を差し戻した。

1 割賦販売法35条の3の13条の趣旨

「改正法により新設された割賦販売法35条の3の13第1項6号は、あっせん業者が加盟店である販売業者に立替払契約の勧誘や申込書面の取次ぎ等の媒介行為を行わせるなど、あっせん業者と販売業者との間に密接な関係があることに着目し、特に訪問販売においては、販売業者の不当な

勧誘行為により購入者の契約締結に向けた意思表示に瑕疵が生じやすいことから、購入者保護を徹底させる趣旨で、訪問販売によって売買契約が締結された個別信用購入あっせんについては、消費者契約法4条及び5条の特則として、販売業者が立替払契約の締結について勧誘をするに際し、契約締結の動機に関するものを含め、立替払契約又は売買契約に関する事項であって購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて不実告知をした場合には、あっせん業者がこれを認識していたか否か、認識できたか否かを問わず、購入者は、あっせん業者との間の立替払契約の申込みの意思表示を取り消すことができることを新たに認めたものと解される。そして、立替払契約が購入者の承諾の下で名義貸しという不正な方法によって締結されたものであったとしても、それが販売業者の依頼に基づくものであり、その依頼の際、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無、契約締結によりあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無など、契約締結の動機に関する重要な事項について販売業者による不実告知があった場合には、これによって購入者に誤認が生じ、その結果、立替払契約が締結される可能性もあるといえる。このような経過で立替払契約が締結されたときは、購入者は販売業者に利用されたとも評価し得るのであり、購入者として保護に値しないということではできないから、割賦販売法35条の3の13第1項6号に掲げる事項につき不実告知があったとして立替払契約の申込みの意思表示を取り消すことを認めても、同号の趣旨に反するものとはいえない。」

2 本件へのあてはめ

「本件販売業者（A）は、改正後契約の締結について勧誘をするに際し、改正後契約に係る上告人ら（Yら）に対し、ローンを組めない高齢者等の人助けのための契約締結であり、上記高齢者等との売買契約や商品の引渡しは実在することを告げた上で、『支払については責任をもってうちが支払うから、絶対に迷惑は掛けない。』などと告げているところ、その内容は、名義貸しを必要とする高齢者等がいること、上記高齢者等を購入者とする売買契約及び商品の引渡しがあること並びに上記高齢者等による支払がされない事態が生じた場合であってもAにおいて確実に改正後契約に

係るYらのXに対する支払金相当額を支払う意思及び能力があることといった、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無及びあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無に関するものということができる。したがって、上記告知の内容は、契約締結の動機に関する重要な事項に当たるものというべきである。

以上によれば、Aが改正後契約に係るYらに対してした上記告知の内容は、割賦販売法35条の3の13第1項6号にいう『購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの』に当たるといべきである。」

そして、さらに、改正前の契約に関する原審の判断（抗弁の接続が信義則に反するとした判断）についても、不実告知がないことを前提にした判断であったとして破棄した。

3 反対意見（山崎敏充裁判官）

「本件では、ローンを組めない高齢者等の人助けのための契約締結であり、それらの人との売買契約や商品の引渡しは実在するなど販売業者が告げた内容が不実告知の対象に当たるか否かが問題とされているが、もともと立替払契約を結べない者のために名義を貸すのは、あっせん業者との関係で明らかに不正な行為であって、いかに名義貸人が法律知識に乏しく、また、高齢者等の人助けのためとして販売業者から懇請されたとしても、それが不正な行為であることは常識的に理解できたはずである。上記告知の内容が事実であってもなくても、また、その点に誤認があってもなくても、それが不正な取引に当たることは変わらないのであるから、上記告知の内容が事実に対しその点に誤認があったことを理由にして、名義貸人が立替払契約上の責任を免れるとするのは妥当ではない。」

判例の解説

一 従来の判例

信用販売などで、資金に窮した販売業者が他人の名義を借用し、その者を購入者とする売買契約により信販会社から立替金を取得する「名義貸し」が行われることがあり、この場合の名義貸人の責任については、後述するように判例・学説上さまざまに論じられている。しかし、名義貸の依頼

の際の告知が割賦販売法35条の3の13第1項6号の不実告知に該当するとされた例は最高裁では初めてであるし、（筆者が調べた限りでは）下級審でも見当たらない。従来あまり論じられていなかった手法により名義貸人を救済しようとするものであり、注目される。なお、本件と類似する事件について、本件と同日付けで同趣旨の判決（平成27年（受）第660号）がある。

二 問題の背景

1 法改正（取消権の新設）の趣旨

従来の抗弁対抗（抗弁の接続）制度では未払金につき支払を拒絶することはできても信販会社に既払金の返還義務は生じないため、購入者等の被害救済が不十分であった。そこで——他にも法的構成は考えられるが——消費者契約法5条に注目する見解が主張された。同条によれば、事業者が第三者（媒介者）に消費者との契約の媒介を委託した場合に、その媒介者が（消費者契約法4条に規定する）不実告知等を行ったときには、消費者は（委託元の）事業者に対しても契約の取消しを主張することができる。個別信用購入あっせんにおいては、販売業者が、立替払契約についても媒介しているものと考えるのである。このような発想に基づき、「与信業者が販売業者等に与信契約締結の勧誘、申込書面の取次ぎを行わせる等の行為を通じ利益を得ている実態及び消費者被害が特定商取引類型に集中している実態に着目し……与信契約を取り消すことができる」（割賦販売分科会基本問題小委員会平成19年12月10日付け最終報告書）との趣旨で、割賦販売法35条の3の13第1項が新設された³⁾。

この場合の信販会社の責任の根拠について、問題がないわけではない⁴⁾。販売業者の勧誘行為によって信販会社も利益を得ていることを強調するならば、一種の報償責任と理解できる。他方、本判決では信販会社の利益については言及がなく、むしろ、いかに購入者の承諾があったとしても本件の状況においては販売業者に「利用」されている点が決め手となっている。販売業者と信販会社との間に密接な関係があるという立替払契約の構造から、販売業者の行為によるリスクを信販会社に負担させる趣旨であろう⁵⁾。

2 名義貸人の責任

名義が（販売業者によって）冒用された場合に

は名義貸人の責任は否定されるが（東京高判平12・9・28判時1735号57頁等）、他方、名義貸人も関与あるいは承諾していたときには名義貸人にも責任を負担させるべき理由はあるし、その例も多い（東京地判平6・1・31判タ851号257頁等）。もっとも、信販会社が名義貸しを示唆したような場合には名義貸人の責任を否定したケースもある（長崎地判平元・6・30判時1325号128頁、福岡高判平元・11・9判時1347号55頁等）。これらは、販売契約は93条但書や94条1項によって無効であるとした上で抗弁の接続を認めたものであったが、信販会社が（販売業者の）信用調査を充分にしていなかったとして過失相殺したものもある（福岡地判昭61・9・9判時1259号79頁）。

三 本判決の検討

1 本判決の論理

本判決では、立替払契約が購入者の承諾の下で名義貸しという不正な方法によって締結されたものであったとしても、①それが販売業者の依頼に基づくものであり、②その依頼の際、契約締結を必要とする事情、締約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無、契約締結によりあつせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無など契約締結の動機に関する重要な事項について販売業者による不実告知があった場合には、購入者は販売業者に利用されたとも評価できるので保護に値するとした。そして、具体的には、名義貸しを必要とする高齢者等がいること、実際に売買契約及び商品の引渡しがあったこと、さらに、万一支払がされない場合でもAにおいて確実にYらのXに対する支払金相当額を支払う意思及び能力があることが、契約締結の動機に関する重要な事項に当たるので、35条の3の13第1項6号に該当するとしたのである。より背後の事情にまで踏み込んだ点が原審との違いである。

したがって、本判決は、名義人の承諾があったときには原則として責任を負うべきことを前提として、例外的に、販売業者に利用されたとも評価できるときに取消しを認めたのである。

2 反対意見との対比

本判決の論理をより明確にするために、反対意見と対比させよう。反対意見では、いかにローンを組めない高齢者等の人助けのためであっても、そもそも立替払契約を結べない者に名義を貸すの

は信販会社との関係で不正な行為である点が強調されている。これと比較すると、多数意見は、信販会社に対して不正な行為であっても、Yらは、①Aに利用された「受け身」の立場に過ぎないこと、さらに（消極的な理由だが）、②Aが確実に支払をするので信販会社には実質的な損害は生じないと信じていたこと⁶⁾の2点に着目して取消しを認めた（信販会社にリスクを負わせた）ことになる。

3 類型的考察の必要性

本判決は本件の事実関係を前提にした事例的判断であり、本判決の射程距離を論じるのは難しい。一般論として名義貸人の責任を検討するなら、類型化して考察することが必要となろう⁷⁾。名義貸人の承諾があつたにもかかわらず名義貸人の責任を否定した例として前述（二2）した長崎地判平元・6・30や福岡高判平元・11・9は、いずれも信販会社自体の行為が問題とされていた。もっとも、これらは93条但書や94条による無効を（信義則上も）信販会社に対抗できるとしたものであったが、割賦販売法35条の3の13は、取引の構造から、販売業者の不実告知などを信販会社に帰することを認める制度であるので、信販会社自体には過失がなくとも取消しを認める余地がある。

●—注

- 1) 本件判決の評釈として、中崎隆＝小堀靖弘・金法2062号4頁、千葉恵美子・金法2066号38頁、平田元秀・消費者法ニュース112号135頁、城内明・現代消費者法36号109頁、岡田愛・京女法学12号89頁、丸山恵美子・リマークス56号38頁、大森直哉・ジュリ1516号79頁、及び、新堂明子・ジュリ臨増1518号（平成29年度重判解）67頁がある。
- 2) 論理的には、取り消せば当然に既払金の返還を請求できるわけではない。千葉・前掲注1）44頁。
- 3) 後藤巻則＝池本誠司『クレサラ叢書解説編割賦販売法』（勁草書房、2011年）310頁以下。
- 4) 城内・前掲注1）114頁で検討されている。
- 5) 千葉・前掲注1）43頁。
- 6) 岡田・前掲注1）103頁でも、Yらはいわゆる空クレジットであることを知らなかったことが指摘されている。
- 7) 城内・前掲注1）115頁以下では、不正の認識・不正への関与、名義人の受益、情宜性（抗拒困難性）・執拗な勧誘、あつせん業者の事情などを考慮要素とした考察が試みられている。